が適当である。(第2条、第3条及び第4条関係)

特定胚を取扱うことができる期間として指針案は14日としているが、これは、ヒト胚の場合は、受精後14日頃に原始線条が現れ、内胚葉、中胚葉及び外胚葉に分化し個体として発育を開始する時期に当たるという理由からであると思われる。しかし、動物性集合胚の場合については、基本的に動物の胚であり、個体としての発育を開始する時期はヒト胚の14日と異なる。したがって、動物性集合胚を取り扱える期間は、当該動物についてヒト胚の14日に相当する期間(原始線条が現れるまでの間)とすることが適当であり、その旨が明らかになるよう指針案を修正すべきである。

ただし、動物胚と集合させるヒトの細胞について考えれば、その細胞が集合後どのような経過をたどるか現時点の知見では明らかでないことから、その細胞を取り扱える期間はヒト胚の14日に準じたものにすることが望ましい。したがって、動物性集合胚の取扱期間の上限を14日とすることが適当である。(第7条関係)

## (2) 運用に当たっての留意事項

本指針で認められる特定胚の作成に用いるヒトの体細胞としては、 既存の細胞株の細胞を用いることも想定されるが、その場合、提供 者からのインフォームド・コンセントを得ることはできない。した がって、既存の細胞株の細胞を用いる場合は、第2条を直接適用す ることとせずに、個々の場合に応じて、同条に規定する手続に匹敵 する手続を経ているかなどについて個別に審査することが適当であ り、その旨を明らかにするべきである。

また、死体からの細胞を使用する場合は、生前に提供者の同意を得ている場合に限ることとし、その同意の手続については第2条の規定を適用することが適当である。

なお、死亡胎児の細胞については、死亡胎児の取扱いについて倫理的な観点からの考え方を将来的に議論する必要があり、当面、特定胚の作成には使用しないことが適当である。(第2条関係)

機関内倫理審査委員会は、それぞれの機関の体制、施設及び研究 能力等並びに研究者の研究実績等を踏まえ、研究者が計画している 研究について機関として判断するという、倫理的・科学的に極めて 重要な役割を担うものである。

したがって、倫理審査委員会が設置されていない機関において、 所属する研究者が特定胚の作成を計画している場合は、できるだけ 倫理審査委員会を設置するべきである。また、指針案第10条第2項 に基づき機関に属さない研究者から意見を求められた倫理審査委員 会は、より慎重な審査を行うことが適当である。(第10条関係)

本指針は、クローン技術規制法に基づく指針であることから、作成者に義務を課す体系となっており、また、指針違反には間接的に罰則が課されることとなる。しかし、実際に指針を運用する際には、本指針に盛り込まれた事項のほか、倫理上の観点から遵守することが望ましい事項や、作成者以外の者に対して遵守を求めるべき事項がある。

具体的には、以下の点について本指針を補足する形で別途の通知 文書等を作成し、周知徹底を図ることが必要と考える。

- ・細胞の提供者から同意を得る手続に関する詳細事項
- ・機関内倫理審査委員会の委員構成、調査審査に必要な手続に関する規則の制定等機関内倫理審査委員会の要件など倫理審査手続に関する詳細事項

#### ●特定胚の取扱いに関する指針(抄)

(作成できる胚の種類の限定)

第二条 特定胚のうち<u>作成することができる胚の種類は、当分の間、人クローン胚及び動</u>物性集合胚に限るものとする。

(ヒトの細胞の無償提供)

第三条 特定胚の作成に用いられるヒトの細胞の提供は、輸送費その他必要な経費を除き、 無償で行われるものとする。

(特定胚の取扱期間)

- 第五条 特定胚の作成又は譲受後の取扱いは、当該特定胚の作成から原始線条(胚の発生 の過程で胚の中央部に現れる線状のくぼみであって、内胚葉及び中胚葉が発生する部分 となるものをいう。以下この項において同じ。)が現れるまでの期間に限り、行うこと ができるものとする。ただし、特定胚を作成した日から起算して十四日を経過する日(以 下この項において「経過日」という。)までの期間(次項において「経過期間」という。) 内に原始線条が現れない特定胚については、経過日以後は、その取扱いを行ってはなら ないものとする。
- 2 前項ただし書に規定する特定胚に凍結保存されている期間がある場合には、その凍結 保存期間は、経過期間に算入しない。

(特定胚の胎内移植の禁止)

第七条 法第三条に規定する胚以外の<u>特定胚は、当分の間、人又は動物の胎内に移植して</u> はならないものとする。

(動物性集合胚の作成の要件)

- 第十五条 <u>動物性集合胚の作成は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができる</u>ものとする。
  - 一 動物の胚又は細胞のみを用いた研究その他の動物性集合胚を用いない研究によっては得ることができない科学的知見が得られること。
  - 二 動物性集合胚を作成しようとする者(以下この条及び次条において「動物性集合胚 作成者」という。)が動物性集合胚を取り扱う研究を行うに足りる技術的能力を有す ること。
- 2 動物性集合胚の作成の目的は、ヒトに移植することが可能なヒトの細胞からなる臓器 の作成に関する基礎的研究に限るものとする。
- 3 動物性集合胚作成者は、動物性集合胚の作成に未受精卵等を用いてはならないものと する。

# 各国における動物性集合胚を利用したヒト臓器作成に関する法規制の状況 (第71回生命倫理専門調査会資料より抜粋)

調査項目	米 国	英国	独国	仏国	西国	豪国	韓国
a. 研究の実施状況、達成段階、期待されている成果		<ul><li>●ヒト由来の試料を用いて実施したことはあるが、その場合は iPS 細胞ではなかった。</li><li>●ブタだけでなく、マウ</li></ul>		●実施していない。	●臓器作成を目のとした 研究は行われてといっ。 が大われては、2007 年には、2007 年になる研究は一次のでは、2007 年にをがいて、1PS 細胞ののでは、2007 年にをがらいます。 では、10 日前後では 10 日前後では 10 日前後では 10 日前後では 10 日前後のた。	●⑨の動物性集合胚は <u>オーストラリアの法</u> 律では、「ヒト胚」にあたらず、「ヒト胚研究法(The Research Involving Human embryos Act 2002)」、「生殖目的ヒトクローン禁止法(Prohibition of Human cloning for	

調査項目	米国	英国	独 国	仏国	西国	豪 国	韓国
調査項目  b. 現時点での容認状況、容認されてその場別となる考え方	は、外の胚盤性 との悪している。 ・CIRM は、iPS 細胞をを を変している。 ・CIRM は、iPS 細胞をでののでは、 を変している。 ・医経細行う機関をでで、 が関いないで、 をでで、 が関いないで、 をで、 がいましている。 ・で細胞を行る。 ・で細胞を行る。 ・で細胞を行る。 ・で細胞を行るで、 がいるが、 がいるのではいいとのではいいで、 をのはいいで、 がいるのではいいで、 をのいで、 をのいで、 をいいいで、 をい	Fertilisation and Embryology Act::HFE法)では許可されている。  ●動と関いい。 ●動と相手をははいるのはしたるしたがとない。 ●動をHFEにははおりではといい。 ●動をHFEにははおりではといい。 ●動を出れているのもで分は、でからいのもがあり、いののもがあり、いののもがでからいであり、いのののは、でのいり、対対にあるがあり、当ないのののは、でのいり、対対にはいいが、対対が、対対にはいいが、対対が、対対にはいいが、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、	物研体いり法胚合れ きっと をは会 で る は の と る まっと に 関行れ に 現 融 性 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	● キメラ胚の研究は原則 禁止されている。 ● ES 細胞様でいる。 ・ ES 細胞様でないで、i PS 細胞ないで、i PS 細胞ないでで、i PS 細胞ないで、i PS 細胞ないが、i PS 細胞ないで、i PS にないで、i PS にないではないで、i PS にないで、i PS にないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	西国  ● 治法にであり評さにでありでは、でも、このとのでは、でも、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででは、のでで	の範疇に入ることから、動物福祉委員会(Animal Welfare Committee)で管轄し、そこで動物の倫理的な要件について管轄し、そこで動物性集合との審査する。⑨動物性集合との審査ののでは大学等の倫理を受けるのででである。  「というででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	<ul> <li>韓国</li> <li>生命倫理法では動物性集合胚について、規定がない。容認されているわけではないという見解(国家保健福祉部)。</li> </ul>
	では、 <u>ヒト ES 細胞、iPS</u> 細胞を用いて作られた 動物の生殖細胞を用い て、動物の生殖を行うこ とは禁止されている(例 えば、ヒトの精子をつく るマウスを作った場合、 そのマウスを繁殖させ てはならない)。これに ついて、実際に承認する かどうかは、各研究機関 の SCRO に委ねられて	ことが動物科学的処置 法(1986)により義務 付けられている。内務大 臣が、当該研究がもたら す動物への有害な影響 とそこから得られる 益を分析してライセン スを付与。	研究そのものを禁止する法規制はなく、研究の目的次第で容認される可能性はある。ただに慎重な議論が必要であり、まずは動物による研究を進めるべきである。  ●ES細胞を用いる場合には幹細胞研究倫理委員会(ZES)で審査される。iPS細胞を用いる場合	もされていない。本研究 は動物実験の管轄に入 ると考えられるので、国 立農業研究所 INRA に問 い合わせることで明ら かになるかもしれない。 ● INRA では核を取った牛 に別の牛の核を入れて クローンを作るといっ た研究が行われている。	と動物胚に人間の遺伝 情報を入れること自体 は合法だが、技術的、倫 理的な面を考慮すると 分からない。(前国家 命倫理委員会委員) ●現在の委員会では認め られないだろう。(バン セロナ再生医療センタ ー) ●ヒトと動物を融合させ	は大学等の倫理委員会 の審査のみで許可され る可能性があるという 見解。 ●同法の定義におけるキ メラ胚とは、動物の細 胞、又は細胞を構成する 何らか一部を取り込ん だヒト胚のことであり、 この定義に合致するキ メラ胚の生成は法律で	
			員会と動物保護の所管 組織による審査を受け る。 ●是非を議論する際には、 「胚の発達をどちらが 制御するのか」がポイトト となるだろう。ヒトの幹細胞が動物のと 達を制御する(「ヒト化」 が進む)ならば、研究用 のヒト胚作成にあたる			を混合することについて、豪州では日本のように細かく分類しないし、このことは一般的に許可されていない。人と動物を混ぜることはすべて規制されるべきでは、そうしないと社会は科学を認めない。  ●ライセンス委員会は、特	
			のでこれは許されない。 ●動物胚とヒト由来細胞 の混合は、動物の中でヒ トの神経系や生殖細胞 が発現しないかどうか が重要な点である。	2	0	定の技術が法律の定義 に当てはまるかどうか、 いろいろな分野の専門 家が集まって学際的に 検討を行っている。	

調査項目	米 国	英国	独国	仏国	西国	豪国	韓国
c. 取扱期間の範囲、その根拠となる考え方	●14 日以上の培養は禁止されている。	●妊娠期間の半分以上着 床させる場合には、内務 省の許可が必要である ことが動物科学的処置 法(1986)により義務 付けられている。	(該当なし)	(該当なし)	●ヒト精子の生殖能力評価を目的とする動物卵母細胞の受精実験は、受精卵が分裂を開始した時点で中止しなければならない(2006 年法律第14号付則)。	●独立した法律検討委員会(Legislation Review Committee)の報告書 "Report of the Independent Review of the Prohibition of Human cloning for Reproduction Act 2002 and Research Involving Human Embryos Act 2002 (2011)"(「ヒーリーレポート」)においては、取扱期間の範囲をもうけるべきだと検討中。	(該当なし)
d. 研究可能な動物種 や臓器の範囲、その 根拠となる考え方	●「NIH ガイドライン」 では、ヒト ES 細胞を人 間以外の霊長類の胚盤 胞に移植することは禁 止されている。	●大型霊長類には免許は 付与されない。それ以外 は概ね可能。	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	●霊長類を対象にすることには問題がある。豚はそれほど問題視されていない。	(該当なし)
e. 基礎研究の目的が、 例えば移植用臓器作 成等に限定されてい るか。限定されてい る場合のルール、そ の根拠となる考え方	(該当なし)	●イギリスでは人の臓器 を作ることに対する関 心は低く、該当技術を用 いての臓器作成の研究 申請はない。	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	●クローニング、幹細胞研究は、治療技術の開発を目的としている場合には、研究の実施に対する世論の支持はとても高い。	(該当なし)
f. 「動物性集合を作品を作品を作品を作品を作品を作品をできるできるでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるのでは、 できるののです。 は、 ののののでは、 できるのののです。 は、 できるのののです。 は、 できるののです。 は、 できるののできるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるののできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 できるのできる。 しょう	●霊長類でなければ、キメ ラ細胞を胎内移植する ことは問題ない。ただ し、目的の臓器以外の臓 器が作り出される懸念 があるため、ESCRO (Stem Cell Research Oversight Committees)審査時の ポイントとなる。	(該当なし)	<ul> <li>●作成された動物性集合 胚の胎内移植を禁むれる植を禁むれるを持っていた。</li> <li>を持ちまする。ただにおいたがある。た胚において生まががある。た胚のががといるががといるがあれる。</li> <li>●胎のなるのながでのなるとはで、とはでない。</li> <li>●がつてない。</li> <li>●がつてない。</li> </ul>	(該当なし)	●動物の胎内に着床させた研究例がある(上述)。	●ヒトクローン禁止法 19 条で胚の注入は禁止すれている。禁止事項合下記 3 点で動物性種にの助物ので規定がない。 (1)意図的に、動物にといる。最高刑:禁固 15 年 (2)意図的に、女性の生殖となる。最高刑:禁固 15 年 (2)意以外のとした場合にといる。最高刑:禁固 15 年 (3)いかなる妊娠期間中、意図的に、ヒトの体内に	(該当なし)

調査項目	米 国	英国	独国	仏国	西国	豪 国	韓国
						動物の胚を注入した場合、犯罪となる。最高刑: 禁固 15 年	
g. 作成されたヒト由 来の臓器をヒトに移 植することの是非、 その根拠となる考え 方		(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	● では、成え的 気。動にがいるあ 初こまてし考る考いし種、成え的 気。動にがいるあ 初こまてし考る考れと がし種、成え的 気。動にがいるあ 初こまてし考る考えの作考定 ある。動にがいるあ 初こまてし考る考えの作者に不にのよう しの日物は問かとっ 死臓予こいら 血進る おん 異型 定る 理る 調グ 始血れ器 面な臓ではが はが はいる はが 人実保はお おった がやさ 臓理々や でま でに ないし種、成え的 気。動にがいるあ 初こまてし考る考	(該当なし)
h. ヒトと動物のキメ ラに関して、容認 で認状況、容の でいる場合の ル、その根拠となる 考え方 一異種移植 一「ヒト性集合胚」 にあたる胚の作 成			ヒト胚を使用して異な る遺伝情報や細胞、胚と 結合することは禁止さ	<ul><li>●生命倫理法により禁止 されている。</li></ul>	●2007年法律第14号第33 条の2項は「治療もしト幹 は研究用途での、として 神のための使用を認める」と定めているでの使用をでの ら、キメラ作成るとの ら、キメラ作成るとの が開かが、容認するといる でのないない。具体 がいないない。 は保証委員会に かは保証委員会に かないたいない。 をとになる。 ●ただし、治療目的であっ	<ul><li>●キメラ胚については、ヒトクローン禁止法の第8条に定義されている。法律の定義によると、キメラ胚とは、ヒトの胚の細胞に動物の細胞を取り込んだものである。</li></ul>	●容認されていない。

調査項目	米 国	英 国	独国	仏国	西国	豪 国	韓国
					ても、医薬品委員会や移植委員会(細胞移植や臓器移植すべて含む)などの関連機関の承認を取る必要があり、保証委員会だけ決定することはできない。実際に承認を得るのは非常に困難と思われる。		
i. 動物実験の許容範 囲	●動物実験を行う際には、 IACUC(Institutional Animal Care and Use Committee)の認証を受 ける必要がある。	●イギリス医学アカデミー報告書(2011)より、3つのカテゴリが設けられ、研究認可のレベを設定している。 - 霊長類などを用いる実験ほど認可がされにくい - 人の細胞で脳、神経、生殖細胞など研究によりな問題を含む研究ほど認可され難い。	●動物胚を用いる研究に は動物保護法が適用される。研究を行う際には 認可が必要となるが、そ の判断基準は「動物に不 必要な苦悩を与えない こと」である。	(該当なし)	(該当なし)	●耳をマウスの中で作る という事例があったが、 形だけのもので耳の機 能はなかった。動物の生 命に関わるので、動物の 倫理面で問題があるか もしれないと考えられ ている。	●小動物に関しては、異種動物のキメラの実験および着床は許容されている。また、霊長類においては、より慎重に実験を行うことが求められている(研究実施の目的の明確化等)。
j. 議論の状況	(該当なし)	●動物性集合胚を用いた 臓器作成に対する関心 は低い。今後の研究の進 展により、その有用性が 認められるにつれ、議論 されると考えられる。	●動いで表記を ・動いで議して ・動いで議して ・一次行がははしいで ・一次行がはないで ・一次行がはないで ・一次行がはないで ・で年ので ・では、 ・でも、 ・でも、 ・でも、 ・では、 ・では、 ・でも、 ・で	● 本語のでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま	●今のところスペインではこのような研究例はないが、研究希望者が出てくる可能性はある。(ISCIII)	● の口でいなるい究いいあ iPS 動るとして、 にわりるれの に胚 へいのって、 とかりでスといの方にわりのので、 こは、 能らでにいと れ作児こ胞児でり規わのは、 こは、 能らでにいと れ作児こ胞児でり規わいなるい。 実はでた 細物の細いれのにれがにとり、 にわりるとる、 にをよな入 iPS が、違るか入るに入るにより、 でののでにれるいののののでには、 のののれるいののののでは、 にしいと が と が に とをにある に に に に に に に に に に に に に に に に に に	●⑨動物性集合胚に関しては、ヒトと動物の遺伝子が混ざることれた(生物発生学者、MD、生命、独産生学者、MD、生命、理学者、保健福祉部)。 ●日本で成果が出た場合に実施について議論について議論について議論について議論の余地があるとの見解(保健福祉部)。

調査項目	米 国	英 国	独 国	仏国	西国	豪 国 韓 国
				(CCNE)		●一般世論が何を心配しているかを気にする必要がある。科学者が単にしたいことを進めてしまうと、すべての研究が止まってしまうかもしれない。そのため、研究をしっかり規制していく必要がある。
						●科学の進歩は早いので、 倫理と法律は科学の後 をついていって、科学の 進み具合を監視すべき た。法律の目的はその科 学技術が本当に必要か どうかを決めることだ ととらえられている。
						●人と動物を混ぜること はすべて規制されるべ きで、そうでないと社会 はその科学技術を認め ないだろうと考えられ ている。

## 英国医学アカデミー報告(Animals containing human material)

## による「ヒトの要素を持つ動物(ACHM)」の分類

## 第1種(動物実験として規制)

一般的な動物実験と異なるところのない大多数のACHMを用いた実験については、他の動物実験と同様にASPA(Animals Scientific Procedures Act 動物科学的処置法)により規制すべきである。

#### 第2種(追加的規制の対象)

一部のACHMを用いた実験については、本報告書が提案する国の専門機関による追加的審査に基づいて認められ得るものとすべきである。現在のところ以下のような研究が含まれるが、これらは研究の進展に応じて見直されるものである。

- ① 動物、特に大型動物の脳の「人間のような」機能を持つ脳への大幅な改変
- ② 動物体内で、機能するヒトの生殖細胞を生成し、または増殖する実験
- ③ ヒトと近縁種とを区別する上で最も重要な特性となるような外観や行動を 著しく改変する実験
- ④ ヒトの遺伝子や細胞をヒト以外の霊長類に加えることを伴う実験。ヒト以外の霊長類を用いる研究は適切であり、特に臨床上の有用性につながる場合には不可欠なこともあるが、このような研究は厳格な規制に服すべきである。

### 第3種(当面禁止)

極めて狭い範囲のACHM実験については、重大な生命倫理上の問題を生じ、かつ、十分な科学的正当性も欠いているため、現段階では認めるべきではない。 現在のところ以下のような研究が含まれるが、これらは国の専門機関によって 定期的に見直すべきである。

- ① 移植したヒト細胞が、発生する胎仔の「センシティブ」な表現型を変化させないことについて確実な根拠なしに、ヒト以外の霊長類とヒトのES細胞または多能性幹細胞を混合して得られた胚を、発生から14日以降、または原始線条形成の最初の兆候が現れた段階(どちらか先に生じた方)以降も発生させること。
- ② ヒト由来神経細胞のヒト以外の霊長類への移植であって、国の専門機関において、「人間のような」ふるまいを生み出す等ヒト以外の霊長類の脳の重要な機能的改変をもたらす可能性があると判断されたもの。このような実験で生じ得る表現型については、霊長類間での幹細胞移植を含む他の種を用いた研究やヒト細胞を段階的に霊長類へ移植した際の影響から判断する。
- ③ ヒト胚またはハイブリッド胚の産生につながる可能性がある、生殖腺にヒト由来生殖細胞をもつ、または発生させる可能性のある動物の繁殖